

お客様へお知らせ

国分寺町商店連合協同組合商品券(未使用券)払い戻しのご案内

「旧国分寺町商店連合協同組合商品券」の加盟店様でのご利用は、平成29年1月10日(火)までです。未使用の「旧国分寺町商店連合協同組合商品券」をお持ちのお客様には資金決済に関する法律第20条第1項及び前払い式支払手段に関する内閣府令第41条に基づき、下記の期間に払戻しをさせていただきます。

1. 払戻し対象となる商品券

旧国分寺町商店連合協同組合発行の500円券



2. 払戻しの申し出期間

平成29年1月11日(水)～平成29年5月1日(月)まで

※上記期間内に申し出されない場合は、本払い戻し手続きから除斥(除外)されますのでご注意ください

3. 申し出・払戻しの方法

下野市商工会受付にてご用意しています「払戻し申込書」に必要事項をご記入の上、上記「払戻対象となる商品券」とともにご提出下さい。当日現金にて払い戻しいたします。

〈お問合せ先〉

下野市商工会

〒329-0412 下野市柴897-10

TEL 0285-44-0202

FAX 0285-44-1558

月～金 9:00～17:00